

市第22号議案

横浜市地域ケアプラザ条例の一部改正

横浜市地域ケアプラザ条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 9 月 10 日 提出

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市条例（番号）

横浜市地域ケアプラザ条例の一部を改正する条例

横浜市地域ケアプラザ条例（平成 3 年 9 月横浜市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 中

「横浜市上永谷駅前地域ケアプラザ」を
「横浜市上永谷駅前地域ケアプラザ
横浜市港南台地域ケアプラザ」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

横浜市港南台地域ケアプラザにおいて介護保険法に基づく通所介護等の事業を廃止するため、横浜市地域ケアプラザ条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市地域ケアプラザ条例（抜粋）

$\left(\begin{array}{cc} \text{上段} & \text{改正案} \\ \text{下段} & \text{現 行} \end{array} \right)$

別表第 3（第 2 条第 3 項及び第 4 項）

（省略）

横浜市上永谷駅前地域ケアプラザ

横浜市港南台地域ケアプラザ

（省略）